

「パートナーシップ構築宣言」

WTP企画株式会社(以下、当社)は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける(「Tier N」から「Tier N+1」へ)ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模を超えた連携により取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から取引先のテレワーク導入やBCP(事業継続計画)策定の助言等の支援も進めます。

- ◎自社だけでなく様々な異業種・異分野を含む企業・学校・行政などと意図的かつ積極的に連携・協働を行い、オープンイノベーションを活用した新規事業創出や社会的インパクトを生む事業に取り組みます。
- ◎脱・低炭素化やSDGsの観点に則り、省エネや環境負荷に配慮した事業活動および商品・サービスを開発・採用します。
- ◎自社だけでなく取引先においてのIT導入・利活用の支援および助言などを積極的に実施し、取引先や協力事業者との業務の連携・効率化を推進します。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行(下請中小企業振興法に基づく「振興基準」)を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のは正に積極的に取り組みます。尚、本項では、発注・依頼先の取引先様の呼称を、便宜的に「下請事業者」と記載しますが、当社では関わる全ての取引先は協働して共存共栄関係を築いていく重要かつ対等なビジネスパートナーと考えており、お互いの正当な権利と立場を尊重します。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。原則として約束手形は利用しません。

③知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな形に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

2023年6月20日

WTP企画株式会社

代表取締役 梅村 良